

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業

肥料価格高騰の影響を受けた
農業者の皆様に給付金を支給します。



申請期間

令和8年6月25日(木)～令和8年8月14日(金)まで

令和8年8月14日(金)消印まで有効(郵送の場合)

【支給対象者】 生産性向上に取り組む農業経営体※
または認定新規就農者

※自ら農産物の生産を行っており、農産物販売金額が年間50万円以上の農業を営む者

【給付金額】 肥料価格高騰額の1/2以内を支給します。
(上限10万円)

○申請多数の場合は給付金の額が申請額より少なくなることがあります。

申請方法

◆A～Cのいずれかの方法で申請ができます。

A 郵送申請



B オンライン申請



C 申請相談会での申請



この給付金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

【申請額の算定方法】

給付要件を満たす対象農業者に対し、肥料費の価格高騰額の2分の1以内を支給します。算定方法は、以下のとおりとします。

申請は1回限りとし、10万円を上限に支給します。
(1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります。)

$$\left(\text{令和7年の肥料費}^{\ast 1} - \text{令和3年の肥料費}^{\ast 2} \right) \times 1/2 \text{以内}$$

※1 直近の決算書における肥料費。

※2 令和3年の肥料費
＝令和7年の肥料費×0.77
(価格高騰率)

○令和7年途中から令和8年にかけて就農した認定新規就農者は、就農から1年を経過する日の前日または令和8年6月30日のいずれか早い日までに発行された領収書などで確認できる肥料費の合計額で算出。

○申請多数の場合は給付金の額が申請額より少なくなることがあります。

なお、申請額は次の式で計算できます。

$$\text{令和7年の肥料費} \times 0.23 \times 1/2$$

申請額の算定(例)

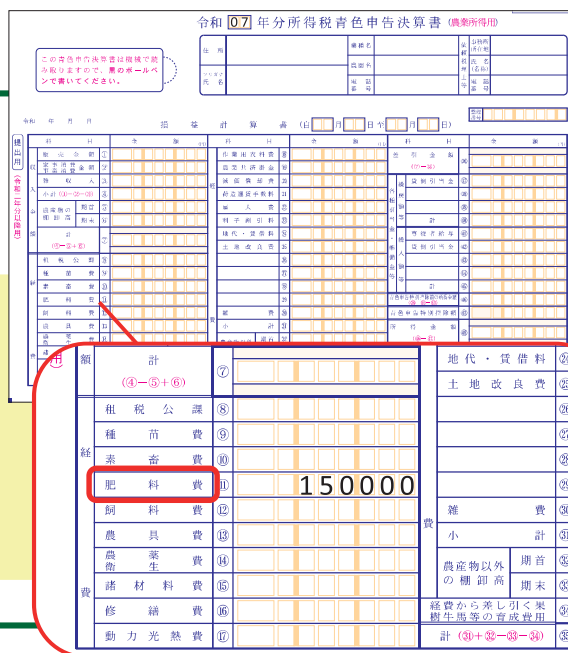
令和7年青色申告決算書における
「肥料費」が150,000円であった場合

【申請額】

令和7年の肥料費

$$150,000 \text{円} \times 0.23 \times 1/2$$

$$= 17,000 \text{円} \quad (\ast 1,000 \text{円未満の端数(250円)は切り捨て)$$



令和7年青色申告決算書のイメージ。表の「肥料費」の欄に150,000と記入されている。右側の「地代・賃借料」の欄には「土地改良費」が記入されている。表の下部には「計」の欄があり、(4)-(5)+(6)と記載されている。

【主な要件】

給付金の支給の対象となる者は、次に掲げる要件をいずれも満たす農業経営体^{※1}または認定新規就農者^{※2}です。

- ・千葉県内に住所を有する個人事業主又は千葉県内に主たる事業所を有する法人であること。
- ・申請日時点において、千葉県内で営農しており、引き続き千葉県内で営農する意思を有すること。
- ・申請日時点において、生産性向上に取り組む意思を有すること。

※1「農業経営体」とは、自ら農産物の生産を行い、**農産物の販売金額が年間50万円以上**の農業を営む者をいう。

※2「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

【農業者の皆さまにご提出いただくもの】

提出必要書類	個人事業主	法人
給付申請書兼請求書 (様式第1号)	○	○
誓約書 (様式第2号)	○	○
役員等名簿 (様式第2号別添)	不要	○
通帳の写し等 (振込先口座を確認できる書類)	○	○
決算書類等※	令和7年分 所得税青色申告決算書 または収支内訳書	直近の 確定申告書/決算書類の写し
定款	不要	○
本人確認書類 運転免許証のコピーなど	○	不要

※確定申告書類は、本給付金の申請者と同じ名義のもののみ提出可能です。

※令和7年途中から令和8年にかけて就農した認定新規就農者は、就農から1年を経過する日の前日または令和8年6月30日のいずれか早い日までに発行された領収書などで確認できる肥料費の合計額とすることができます。

【生産性向上チェックシート】

・申請書「5 生産性向上チェックシート」の項目は、「今後の取組」欄に1つ以上「✓」を付けてください。

【申請書の一部抜粋】

5 生産性向上チェックシート

生産性向上に取り組むメニューについて、「今後の取組」欄に1つ以上「✓」を付けてください。

今後の取組	取組メニュー		取組内容例
☐	(ア)	生産・流通コストの削減	機械の導入や集出荷経費の削減に資する資材の導入・燃油使用量削減による取組等
☐	(イ)	生産性又は品質向上に要する資材・機器等の導入	新品目・新品種の導入や肥料・農薬の低減、スマート農業機器の導入等
☐	(ウ)	土づくり・排水対策等作柄安定	土壌改良・排水対策の実施や病害虫・気象災害による被害防止対策の実施等
☐	(エ)	労働環境の改善	労働安全・ほ場環境改善・軽労化対策の導入等
☐	(オ)	経営管理の改善	法人化や雇用の導入・農福連携の取組等
☐	(カ)	流通・販売の改善	新たな販路開拓に向けた販売促進活動の実施や加工品の開発等

・申請書「6 生産性向上の取組」の項目は、令和7年度に給付を受けた方のみ生産性向上の取組状況について、「✓」を付けてください。

今後取り組む予定の場合は何月頃かを記入してください。

【申請から受取までの流れ】 A～Cのいずれかの方法で申請ができます。

A 郵送による申請

申請書は専用ウェブサイトからダウンロード、または事務局に郵送依頼ができます。



B オンラインによる申請

専用ウェブサイトから、スマートフォンやパソコンで申請ができます。



C 申請相談会での申請

相談会会場で申請書を入手できます。(必要書類をご持参ください。)



【申請相談会】

県内11カ所で開催します。
詳細は、専用ウェブサイトでご確認ください。

【専用ウェブサイトのURL】

<https://jimukyoku.site/chiba/hiryoshien/>

千葉県 肥料 支援

検索

給付金概要、要件、申請相談会について詳しくは専用ウェブサイトをご確認ください。



【お問合せ先】 千葉県肥料価格高騰緊急支援事務局

〒260-0031 千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階



0120-975-335

平日9:00～18:00 ※休業日:土・日・祝日